

経済学研究科の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第8条（修士論文の審査に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち3名以上をもって、そのうち1名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第7条（修士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第10条（修士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

（1）研究テーマの明確性・適切性

当該分野の先行研究や関連研究を踏まえて、研究目的を明確にした研究テーマが適切に設定されていること。

（2）論理構成の一貫性・適切性

論旨展開が明確かつ論理的に記述されていること。また、文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切にされていること。

（3）分析手法の適切性

研究目的を達成するのに適切な分析手法が用いられていること。

（4）結果の妥当性・新規性

得られた研究結果は正しく論証され、該当する分野において新たな知見があること。

4. 評価方法と判定

（1）全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%）を、1～5点で評価する。

（2）当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第9条（最終試験）及び近畿大学学位規程第12条（合否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点12点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第12条（合否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第13条（学位の授与に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文（課程修了）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条（博士論文の審査に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条（学位申請手続）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

（1）研究目的・研究課題の合理性

研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられている。

（2）先行研究との関連性

先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められること。

（3）論理構成の一貫性・適切性

論旨展開が明確かつ論理的に記述されていること。また、文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切にされていること。

（4）分析手法の適切性

研究目的を達成するのに適切な分析手法が用いられていること。

（5）結果の妥当性

得られた研究結果は正しく論証されていること。

（6）研究の独創性・新規性

得られた研究結果が該当する分野において独創的であること。

4. 評価方法と判定

（1）全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表 B に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：（1）10%、（2）10%、（3）20%、（4）20%、（5）20%、（6）20%）を、20～100 点で評価する。

（2）当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条（学力の確認）及び近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。

研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条（論文提出による学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文（論文提出）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条（博士論文の審査に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条（学位申請手続）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

（1）研究目的・研究課題の合理性

研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられている。

（2）先行研究との関連性

先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められること。

（3）論理構成の一貫性・適切性

論旨展開が明確かつ論理的に記述されていること。また、文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切にされていること。

（4）分析手法の適切性

研究目的を達成するのに適切な分析手法が用いられていること。

（5）結果の妥当性

得られた研究結果は正しく論証されていること。

（6）研究の独創性・新規性

得られた研究結果が該当する分野において独創的であること。

4. 評価方法と判定

（1）全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表 B に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：（1）10%、（2）10%、（3）20%、（4）20%、（5）20%、（6）20%）を、20～100 点で評価する。

（2）当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条（学力の確認）及び近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。

研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条（論文提出による学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【修士論文】[学位論文評価基準表A]

評価項目/点数	5点	4点	3点	2点	1点
(1) 研究テーマの明確性・適切性	国内外の先行研究や関連研究の把握ができており、研究目的も明確であり、研究テーマが適切で新規性もある。	国内外の先行研究や関連研究の把握ができており、研究目的も明確であり、研究テーマも適切である。	国内外の先行研究や関連研究の把握ができており、何を明らかにしたいかが分かる。	国内外の先行研究や関連研究の把握はできているが、何を明らかにしたいかが分からない。	国内外の先行研究や関連研究の把握ができておらず、何を明らかにしたいかが分からない。
(2) 論理構成の一貫性・適切性	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が極めて論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開は概ね論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などは適切であるが、論旨展開が論理的ではない。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切ではなく、論旨展開が論理的ではない。
(3) 分析手法の適切性	分析手法が極めて適切に用いられている。	分析手法が適切に用いられている。	分析手法が概ね適切に用いられている。	分析手法があまり適切には用いられていない。	分析手法が全く適切に用いられていない。
(4) 結果の妥当性・新規性	得られた研究結果は正しく論証され、該当する分野において新たな知見が大いにあること。	得られた研究結果は正しく論証され、該当する分野において新たな知見があること。	得られた研究結果は正しく論証されているが、該当する分野において新たな知見はそれほどない。	得られた研究結果があまり正しく論証されていない。	得られた研究結果が全く正しく論証されていない。

【博士論文(課程修了)】[学位論文評価基準表 B]

評価項目/点数	100点	80点	60点	40点	20点
(1) 研究目的・研究課題の合理性	研究目的や研究課題の背景やその意義が十分明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が概ね明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられているとはいえない部分がある。	研究目的や研究課題の背景やその意義がほぼ述べられていない。
(2) 先行研究との関連性	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が十分に認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が概ね認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められない部分がある。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献がほぼ認められない。
(3) 論理構成の一貫性・適切性	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が極めて論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開は概ね論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などは適切であるが、論旨展開が論理的ではない。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切ではなく、論旨展開が論理的ではない。
(4) 分析手法の適切性	分析手法が極めて適切に用いられている。	分析手法が適切に用いられている。	分析手法が概ね適切に用いられている。	分析手法があまり適切には用いられていない。	分析手法が全く適切に用いられていない。
(5) 結果の妥当性	得られた研究結果は極めて正しく論証されている。	得られた研究結果は正しく論証されている。	得られた研究結果は概ね正しく論証されている。	得られた研究結果があまり正しく論証されていない。	得られた研究結果が全く正しく論証されていない。
(6) 研究の独創性・新規性	研究内容に独創性や新規性が十分に認められる。	研究内容に独創性や新規性が認められる。	研究内容に独創性や新規性が概ね認められる。	研究内容に独創性や新規性が認められない部分がある。	研究内容に独創性や新規性がほぼ認められない。

【博士論文(論文提出)】[学位論文評価基準表 C]

評価項目/点数	100点	80点	60点	40点	20点
(1) 研究目的・研究課題の合理性	研究目的や研究課題の背景やその意義が十分明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が概ね明確に述べられている。	研究目的や研究課題の背景やその意義が明確に述べられているとはいえない部分がある。	研究目的や研究課題の背景やその意義がほぼ述べられていない。
(2) 先行研究との関連性	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が十分に認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が概ね認められる。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献が認められない部分がある。	先行研究が検討・吟味され、研究成果の学界への貢献がほぼ認められない。
(3) 論理構成の一貫性・適切性	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が極めて論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開が論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切であり、論旨展開は概ね論理的である。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などは適切であるが、論旨展開が論理的ではない。	文献・調査などの資料の取り扱いや引用などが適切ではなく、論旨展開が論理的ではない。
(4) 分析手法の適切性	分析手法が極めて適切に用いられている。	分析手法が適切に用いられている。	分析手法が概ね適切に用いられている。	分析手法があまり適切には用いられていない。	分析手法が全く適切に用いられていない。
(5) 結果の妥当性	得られた研究結果は極めて正しく論証されている。	得られた研究結果は正しく論証されている。	得られた研究結果は概ね正しく論証されている。	得られた研究結果があまり正しく論証されていない。	得られた研究結果が全く正しく論証されていない。
(6) 研究の独創性・新規性	研究内容に独創性や新規性が十分に認められる。	研究内容に独創性や新規性が認められる。	研究内容に独創性や新規性が概ね認められる。	研究内容に独創性や新規性が認められない部分がある。	研究内容に独創性や新規性がほぼ認められない。